

IS司法書士法人／IS行政書士事務所



脇田 直之 共同代表 司法書士・行政書士・家族信託専門士

住所 590-0063 大阪府堺市堺区中安井町3丁4番10号
堺東八千代ビル5階

TEL 072-227-1906 **FAX** 072-227-1907

E-mail info@is-legal.com **URL** <http://www.is-legal.com/>

平成15年司法書士登録、平成18年行政書士登録。不動産登記、会社登記はもちろん、後見制度や家族信託を駆使した認知症対策や相続対策も得意としている。宅建協会、不動産協会、大手保険会社、役所、介護施設などでの講演多数。不動産会社や介護事業者へのコンサルティングも行い、市民向け講座なども積極的に行っている。おひとり様・お子さまなしご夫婦のサポートを行う一般社団法人いちりん代表理事。

小林修税理士事務所／株式会社SAM経営サポート

令和最新版

プロが教える！

相続手続きと生前対策 ハンドブック



相続に関する様々な疑問を わかりやすく解説します！



はじめて相続に対処する人のための相続の基礎知識と、各種手続き方法、“節税・遺言・贈与”などの生前対策をやさしく解説しています。

相続

手続き

生前対策

IS司法書士法人 / IS行政書士事務所

脇田 直之

ACCS
ACCS Consulting Co., Ltd.

ACCS
ACCS Consulting Co., Ltd.

令和最新版
プロが教える！

相続手続きと生前

ハンドブック
脇田 直之
ACCS

相続をサポートする士業の会

ACCS



ISBN978-4-909450-62-3

C2034 ¥1600E

定価：本体1600円 + 税

ACCS
ACCS Consulting Co., Ltd.

脇田 直之

共同代表 司法書士・行政書士・家族信託専門士

IS司法書士法人代表、平成18年行政書士登録。不動産登記、会社登記はもちろん、複発制度や相続対策、生前贈与や相続対策も得意としている。宅建協会、不動産協会、大手保険会社、NPO法人としての活動も、不動産会社や介護事業者へのコンサルティングも行う。市民生活支援センターにも所属している。おひとり様・お子さまなご夫婦のサポートを行う一般社団法人IS司法書士法人。

IS司法書士法人 / IS行政書士事務所

〒200-0003 東京都千代田区千代田3丁目4番10号 瑞東八千代ビル5階
TEL 03-5561-1996 FAX 03-5561-1907
E-MAIL info@is-jisho.com
HP http://www.is-jisho.com

はじめに 2

第1章 相続の基本を知ろう！

① ずばり「相続」とは？

■ 相続と贈与の違い 16

■ 相続の方法は3パターン 17

■ 「預貯金」「不動産」相続ってどんなものが対象なの？ 18

② 「誰が？」「どのくらい？」相続できるの？

■ 相続人できる人、できない人はどんな人？ 20

■ 法定相続人の範囲と順位 21

■ 代襲相続って何？孫は相続できる？ 22

■ 法定相続分って何？ 23

③ 相続するには「お金」が必要？

- 相続でかかる費用……………26
- 相続税ってどんな税金？……………27
- 相続税がかかる場合、かからない場合……………28
- 相続税がかかる財産、かからない財産……………29

4 知らない損をする制度がある！

- 1億6,000万円までなら「配偶者の税額軽減」で無税に……………30
- 不動産の相続が8割引きに？「小規模宅地等の特例」……………32
- 配偶者への住居の贈与は2,000万円控除？「夫婦間の居住用不動産の贈与」……………35
- 注目すべき新制度①「配偶者居住権の創設」……………37
- 注目すべき新制度②「特別寄与料制度」……………41

第2章 事前に確認しておきたい相続後の各種手続き

1 こんなにあるの？ 相続の手続き一覧

- 亡くなってから相続税申告までの流れ……………48

2 法律で決まっている手続き①（市区町村役場）

- 死亡届は7日以内に提出……………50

- 行政への届出は14日以内が多い……………56
- 速やかに行うべきその他の手続き……………58

3 法律で決まっている手続き②（年金事務所）

- 年金に関する手続き……………61
- 年金をもらっていた人が亡くなった場合……………65
- 未支給年金の請求……………65
- 遺族年金を受け取れる人……………69
- 第1号被保険者の独自給付とは？……………70

4 法律で決まっている手続き③ 相続手続きに必要な書類

- 相続財産の名義変更……………72
- 相続登記の義務化について……………74
- 戸籍謄本……………76
- 相続関係説明図……………78
- 預金残高証明書、不動産の固定資産評価証明書……………80
- 財産目録の作成……………82
- 遺産分割協議書……………84

第3章 相続のトラブルを回避しよう！

7つの事例と解決策

- 1 2030年には830万人が認知症になる!?
 - 伸び続ける日本人の平均寿命……………88
 - 2040年には、4人に1人が認知症になるかも?……………90
 - 認知症になると実行できない「遺言」「贈与」「不動産売買」などの相続対策……………91
- 2 税務調査が入るとどうなる?
 - 実地調査1件当たりの追徴税額は641万円!……………92
 - 調査対象の85%以上が追徴課税されている……………93
 - 税務調査のターゲットにされる「名義預金」とは?……………96
- 3 相続財産のほとんどが不動産の場合は要注意
 - 不動産は分けづらい……………98
 - 不動産の分割方法には4つある……………99
 - 不動産の評価方法を知ろう……………100
 - 納税資金が足りず、不動産を手放すことに!?……………101
 - 納税方式としての「延納と物納」……………102

- 「とりあえず共有」はトラブルのもと……………105
- 4 「兄弟の仲がいいから大丈夫!」って、ホント?
 - 相続を「争族」にしないために……………106
 - 相続トラブルが増えている!……………106
 - 親の介護の寄与分を主張するには?……………108
 - 他の相続人の主張「もっと財産があるはずでは?」……………110
 - 相続人の中に連絡の取れない「所在不明者」がいる……………111
 - 5 再婚した場合の相続の注意点
 - 配偶者は常に相続人……………113
 - 顕在化してきたシニアの再婚と相続問題……………114
 - 「事実婚」と「法律婚」……………115
 - 先妻の子と後妻の子は同順位となる……………115
 - 再婚相手の連れ子の相続……………116
 - 6 マイナスの財産しかない場合はどうしたらいい?
 - 承認から放棄まで、相続には3種類ある……………119
 - 相続放棄すると代襲相続はない……………120

第3章 相続のトラブルを回避しよう!

7つの事例と解決策

- 1 2030年には830万人が認知症になる!?
 - 伸び続ける日本人の平均寿命……………88
 - 2040年には、4人に1人が認知症になるかも?……………90
 - 認知症になると実行できない「遺言」「贈与」「不動産売買」などの相続対策……………91
- 2 税務調査が入るとどうなる?
 - 実地調査1件当たりの追徴税額は641万円!……………92
 - 調査対象の85%以上が追徴課税されている……………93
 - 税務調査のターゲットにされる「名義預金」とは?……………96
- 3 相続財産のほとんどが不動産の場合は要注意
 - 不動産は分けづらい……………98
 - 不動産の分割方法には4つある……………99
 - 不動産の評価方法を知ろう……………100
 - 納税資金が足りず、不動産を手放すことに?……………101
 - 納税方式としての「延納と物納」……………102
- 4 「兄弟の仲がいいから大丈夫!」って、ホント?
 - 「とりあえず共有」はトラブルのもと……………105
 - 相続を「争族」にしないために……………106
 - 相続トラブルが増えている!……………106
 - 親の介護の寄与分を主張するには?……………108
 - 他の相続人の主張「もっと財産があるはずでは?」……………110
 - 相続人の中に連絡の取れない「所在不明者」がいる……………111
- 5 再婚した場合の相続の注意点
 - 配偶者は常に相続人……………113
 - 顕在化してきたシニアの再婚と相続問題……………114
 - 「事実婚」と「法律婚」……………115
 - 先妻の子と後妻の子は同順位となる……………115
 - 再婚相手の連れ子の相続……………116
- 6 マイナスの財産しかない場合はどうしたらいい?
 - 承認から放棄まで、相続には3種類ある……………119
 - 相続放棄すると代襲相続はない……………120

7 事業承継の準備不足で会社存続の危機に!?

- 後継者問題は どうする?
- 自社は 早めに 移転させ、資産の圧縮を考える

125 124

第4章 節税だけではない、失敗しない生前対策

1 家族間の相続トラブルを防ぐには早めの遺言が必要

- なぜ遺言書を作る人が増えているのか? こんな場合は相続でもめやすい
- 相続に関する裁判は年間1万5,000件以上!
- 相続のもめ事に「遺産価額」は関係ない
- 認知症になる前に必ず遺言書の作成を! 遺言書を残すべきはこんな人
- 遺留分と遺留分侵害請求
- 遺言書には3種類ある
- 遺言書が無効になる場合
- 新設された「自筆証書遺言書保管制度」を活用しよう!
- 少なすぎる自筆証書遺言の検認数

2 使いやすい節税対策①「贈与」の活用

150 146 143 140 137 134 132 130 128

- 相続税対策といえば「生前贈与」

- 贈与税の税率は高い!

- 子や孫に贈与して節税する

- 毎年110万円の基礎控除額を念頭に

- 非課税枠をとことん活用する

- 住宅取得等資金の贈与の特例

- 夫婦間の贈与の特例

- 暦年贈与制度の活用

- 相続時精算課税

- 生前贈与の3年ルール

3 使いやすい節税対策②「生命保険」の活用

- 生命保険金には非課税枠がある

- メリットが多い生命保険の活用

4 使いやすい節税対策③「不動産」の活用

- 現金より不動産のほうがお得?

- アバウト経営を検討する

5 「二次相続対策」を忘れてはいけない!

181 179

177 175

172 169 166 164 162 160 158 156 154 152

■二次相続を考慮した相続対策が大事……………184

6 その他、注意すべき相続の話

■民事信託を活用した認知症対策……………185

■養子縁組による節税策とは？……………187

■成年後見制度のメリット・デメリット……………188

■事業承継と自社株の節税策……………190

第5章 相続の対策は誰に相談すればいい？

1 登記のエキスパート「司法書士」

■登記といえば司法書士……………194

2 書類作成のプロ「行政書士」

■頼れる「街の法律家」……………196

3 相続税対策と税務申告は「税理士」に

■相続に強い税理士を捜そう……………198

■相続が得意じゃない税理士もいる……………199

4 法律トラブルの解決は「弁護士」に

■「弁護士の知り合いなんていない」というときには……………200

5 いい専門家を選ぶポイント

■独占業務があるのは国家資格だけ……………202

「相続をサポートする士業の会」一覧……………205

